

安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例(平成 24 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第 1(第 2 条及び第 4 条関係)			別表第 1(第 2 条及び第 4 条関係)		
施設名称	所在地	管理を行う者	施設名称	所在地	管理を行う者

(略)			(略)		
吉田ロプラットフォーム	安芸高田市甲田町下小原 300 番地 2	市長	吉田ロプラットフォーム	安芸高田市甲田町下小原 300 番地 2	市長
			向原駅産業振興支援センターラポート	安芸高田市向原町坂 37 番地 4	市長
別表第 2 (略)			別表第 2 (略)		

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。